

ランドオペレータ招聘商談会業務 仕様書

1 業務名

ランドオペレータ招聘商談会業務

2 業務目的

北陸新幹線の福井敦賀開業に伴い、主に東京方面からのインバウンド誘客を拡大するため、海外からの旅行手配業務を行うランドオペレータ事業者を福井県に招聘し、県内観光地等の視察を実施するとともに、県内観光事業者等との商談会を開催する。

3 対象市場

台湾、中国、香港、タイ、欧米豪

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

5 業務内容

(1)ランドオペレータ事業者の招聘、県内視察

- ア 「3 対象市場」からの旅行手配業務を行う有力なランドオペレータ(以下、招聘事業者という。)を福井県に30者(目安)を招聘すること。招聘事業者は東京を中心とするが、関西圏・中京圏等その他のエリアからの招聘も認める。招請事業者については、事前に県の承認を得ること。予め各招聘事業者の選定理由を明確にすること。
- イ 「5(1)ア」のほか、県が招聘を希望するランドオペレータに参加を促すこと。これにより参加する事業者についても、招聘事業者30者に含める。
- ウ 招聘は、令和8年1月下旬から2月中までに実施することとし、日程等について、県と協議の上、決定すること。
- エ 招聘事業者による県内コンテンツ、観光地の視察を実施すること。視察期間は、移動日を含めて2泊3日以上とすること。
- オ 視察する県内観光コンテンツについては、嶺北、嶺南をそれぞれ組み込むこと。
- カ 視察行程を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。予め各視察地の選定理由を明確にすること。
- キ 招聘事業者の福井県(集合場所)までの移動手段、県内視察に係る移動手段を手配すること。
- ク 招聘事業者の食事、宿泊を手配すること。
- ケ その他、招聘事業者および視察先との連絡調整、有料道路および駐車場の利用料、視察先の入館料・体験料等、招聘および県内視察に必要な一切の手配を行うこと。

(2)商談会の開催

- ア 「5(1)」に合わせて、招聘事業者と県内観光事業者等(以下、県内事業者という。)との商談

会を福井県内において開催すること。

- イ 商談会の構成および実施方法を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。
商談会の構成および実施方法について、その提案理由を明確にすること。
- ウ 商談会に参加する県内事業者30者(目安)の募集を行うこと。
- エ 商談会の会場手配および設営を行うこと。
- オ 招聘事業者および県内事業者向けに商談会マニュアルを作成すること。マニュアルの内容は以下のようなものを想定する。
 - ・商談会の概要
 - ・招聘事業者の概要(会社概要、参加者名など)
 - ・県内事業者の概要(会社概要、参加者名など)
 - ・商談会のスケジュール、ルール、ポイント等
 - ・事務局(受託者)の連絡先等
- カ 商談会時における参加者受付、会計、進行等の運営の一切を行うこと。
- キ 商談会の実施に係る備品等を手配すること。
必要備品(想定)
 - ・プロジェクター、マイク、マイクスタンド、コンセント延長コード、スライド投影用パソコン、商談会用の呼び鈴、ブザー 等
 - ・飲料、名刺ストラップ、お土産品(招聘事業者1者につき1個)
 - ・その他、県と協議して決定した必要な備品、装飾等
- ク その他、招聘事業者および県内事業者、商談会会場との連絡調整等、会場内において使用する使用する机・椅子等、商談会の実施に必要な一切の手配を行うこと。

(3)アンケートの実施

- ア 招聘事業者を対象として、県内視察および商談会に関するアンケートを実施すること。
- イ 県内事業者を対象として、商談会に関するアンケートを実施すること。
- ウ アンケート内容を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。

(4)その他

- ア 福井県および福井県インバウンドデスクとの連絡調整を密に行うこと。
- イ 当初積算の際には、招聘事業者は全て東京を招聘元として想定するが、招聘事業者の人数、招聘元等の実績に応じて、県と協議の上、県予算の範囲において契約金額を変更する場合がある。

(5)実績報告書

下記事項についての実績報告書を作成し、令和8年3月23日(月)までに福井県交流文化部インバウンド交流課に提出すること。

- ア ランドオペレータ事業者の招聘、県内視察
 - ・連絡先、担当者の入った招聘事業者リスト

- ・視察内容(全体の行程など)
- ・実施状況および写真(キャプションを入れること)
- ・その他県が必要とする事項

イ 商談会の開催

- ・実施状況および写真(キャプションを入れること)
- ・その他県が必要とする事項

ウ アンケートの実施

- ・アンケートの集計・分析結果
- ・その他県が必要とする事項

6 成果物に関する権利の帰属

- (1)本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2)本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3)本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4)受託者は、成果物に関する著作者人格権を行使しない。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1)委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (4)受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5)受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6)県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (7)その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。